

## 第 12 回 一関市・藤沢町合併協議会

日時：平成 22 年 9 月 27 日（月） 午後 1 時～午後 4 時

場所：一関市役所 2 階 大会議室

### 次 第

#### 1 . 開 会

#### 2 . 協議事項

- (1) 協議第 7 号 財産の取扱いについて（協定項目 5）
- (2) 協議第 43 号 合併の期日について（協定項目 2）

#### 3 . その他

#### 4 . 閉 会

第11回一関市・藤沢町合併協議会(9/17)における「藤沢型農業確立資金の融通に関する基金移管の基本的な考え方」に関する発言要旨について

1 基金条例の廃止条例提案時期及び当該条例の施行日について

- (1) 廃止条例の提案時期 平成23年3月定例会(予定)
- (2) 廃止条例の施行日 平成23年3月31日(予定)

【理由】

- ・合併に係る法的手続きの日程として、県議会への合併議案の上程が平成23年2月定例会が想定されること
- ・藤沢農業振興公社の会計年度が3月31日までとなっており、藤沢町から公社への基金の円滑な移行時期を考慮したもの

2 基金の移管先となる藤沢農業振興公社について

(1) 運営方針

国営参加者の自主と創意に基づく事業展開が図られるよう、国営参加者の参画による主体的かつ民主的な運営に努める。

適正な管理運用が行えるよう、万全な執行体制及び監視・監査体制を構築するものとする。

常に最小の経費で最大の効果の発現を期するとともに、その財源の確保については、受益者負担の原則の下、農業用機械・施設等資産の運用や販売斡旋等により行い、財務会計の健全化を図るものとする。

(2) 業務内容

未利用地の保全・管理

営農の推進(生産指導、販売斡旋、農業機械の貸出し、農作業受託等)

新規参入者の掘り起こし

国営開発農地の売渡し

藤沢型基金の管理運用

(3) 運営管理体制

公社の組織構成に、営農者の自立的かつ自主的な取り組みの推進を図る観点から国営参加法人の参画を求める。また、基金の適正な管理運用を担保するため、地域代表として公職経験者の参画による金融委員会を組織するものとする。

新市に国営事業推進に係る専門部署を設置(最大:平成26年度まで)し、その推進に係る業務を公社へ段階的かつ計画的に移管するとともに人材の育成・強化や人材を登用し、事務局体制を整備するものとする。

## 藤沢型基金に関する質問への回答

### 【質問】

藤沢型基金の移管先である新藤沢農業振興公社は、どのような組織体制になるのか。

### 【回答】

現行の藤沢農業振興公社は、藤沢土地改良区、国営藤沢地区営農推進協議会及び国営参加法人によって構成されており、国営土地改良事業受益者を中核とした組織体制となっています。

新公社については、国営事業の維持・発展を推進する組織として、営農推進及び藤沢型基金の管理運用をその役割と機能とすることとなることから、地域代表として公職経験者、農業関係者の代表、有識者の参画による地域ぐるみの推進体制となるよう組織化する計画です。

### 【質問】

4月1日から新公社へ基金を移譲することとしているが、設立のスケジュールはどのようになるのか。

### 【回答】

新公社が平成23年4月1日より藤沢型基金を管理運用できるよう、藤沢型基金の廃止条例を平成23年3月定例会に上程し、当該廃止条例の施行日を同年3月31日と計画していることから、おおむね次のスケジュールの下、取り進める計画です。

時期	事項	条件整備の具体
平成22年12月	議会合併議案上程	
平成22年12月 ～平成23年1月	組織体制整備	合併議案議決後速やかに着手し、平成23年1月末日までに組織を再編
平成23年 2月	資金貸付業務方法書の制定 外部監査制度の創設	組織整備後、業務方法書の制定及び外部監査制度の創設を平成23年2月末日までに完了
平成23年 3月	「財産の譲与に関する契約」の締結 廃止条例議案上程	

## 藤沢型基金に関する質問への回答

### 【質問】

最終的な藤沢型基金の新市への帰属について、どのように担保されるのか。

### 【回答】

藤沢町は、藤沢農業振興公社に譲渡する藤沢型基金に属する財産を、目的達成後、最終的に新市に帰属させる方針としていますが、当該方針を確実に実行するため、藤沢型基金の譲渡時に、次の担保措置を講じます。

#### 財産の譲与に関する契約書に規定

藤沢型基金の移譲については、町と藤沢農業振興公社との間で「財産の譲与に関する契約」を締結し取り進める計画で、当該契約の条項に「最終的な藤沢型基金の新市への帰属」を規定します。

#### 藤沢農業振興公社の資金貸付業務方法書への規定

当該公社は、移譲された藤沢型基金を「資金貸付業務方法書」に基づき管理運用する計画であり、当該業務方法書の「残余財産の処理」として「最終的な藤沢型基金の新市への帰属」を規定します。

参考資料  
(協定項目 5 関係)

## 2. 今後の運用

### (1) 藤沢型基金を藤沢農業振興公社へ譲渡

藤沢町は、基金を国営事業の維持・発展に不可欠な制度として運用してきました。一関市では、過去に国営事業が実施され、同様の土地改良事業を行っていますが、こうした制度があまりありません。合併後、仮に藤沢地域だけを対象とし、新市が行政として継続運用した場合、公平性の面などで課題が生じることとなります。

このため、藤沢町では、合併前に基金に関する条例を廃止し、民間組織である(社)藤沢農業振興公社(以下、「公社」)に基金を譲渡します。基金を行政と切り離れたうえで、農業生産法人への継続的な支援を実施することとしたものです。

### (2) 藤沢農業振興公社での運用内容

公社では、基金を藤沢町が示す資金貸付業務方法書により、廃止前に藤沢町が行っていたものとほぼ同等の内容で管理運用します。(償還条件は一部変更します。)また、基金の管理運用に当たっては、公社の執行体制を再編するとともに、外部監査体制も整え、その適正化を図っていきます。なお、基金の管理運用経費は基金からまかさないです。

基金を公社に譲渡するに当たっての主な条件

- ① 組織体制の再編 (基金の移管先にふさわしい体制の確立)
- ② 町が示す「資金貸付業務方法書」などに基づく業務執行
- ③ 貸付資金は「農地利用調整資金」のみとする。  
なお、「酪農・和牛生産振興資金」および「地域農業担い手育成資金」は償還のみとし、貸し付けは行いません。
- ④ 外部監査の導入

#### 現在の藤沢農業振興公社体制

社員	5名	藤沢土地改良区 1名 国営藤沢地区営農推進協議会 1名 営農法人 3名
役員 構成	理事 6名	藤沢土地改良区 1名 国営藤沢地区営農推進協議会 2名 営農法人 3名
	監事 2名	学識経験者 1名 藤沢土地改良区 1名

再編

#### 再編後の体制構想

基金を原資とする基金運用の適正化を図ることを第一義に再編

構成	・公職 (町民代表) 総務者 ・農業関係者の代表 ・有識者
----	-------------------------------------

外部監査体制の導入

## 3. 譲渡する基金 (財産) の内容

平成 21 年度決算時点ですべて 10 億 5,355 万円の残高となっています。

(内訳) ○期首貸付残高 (債権) : 10 億 5,298 万円 ○期首現金残高 : 57 万円  
※平成 22 年度予算において、あらたに 1 億 829 万円の基金造成 (繰出) を予定しており、最終的な基金の額は 11 億 6,184 万円となる見込みです。

# 藤沢型基金 (農地利用調整資金) の取扱いについて

## 1. 藤沢型基金の概要

### (1) 藤沢型基金 (農地利用調整資金) とは

藤沢型基金 (以下、「基金」) は、国営農地開発事業で造成した農地 (以下、「国営農地」) を取得するため、(株)日本政策金融公庫 (以下、「公庫」) から資金を借り入れた農業生産法人に対し、借入金の元利償還額を貸し付ける※ 藤沢町独自の制度です。基金は藤沢町の一般会計から計画的に積み立ててきたものです。

※基金から法人への貸し付け期間 (= 法人が公庫へ償還する期間) は 25 年間です。

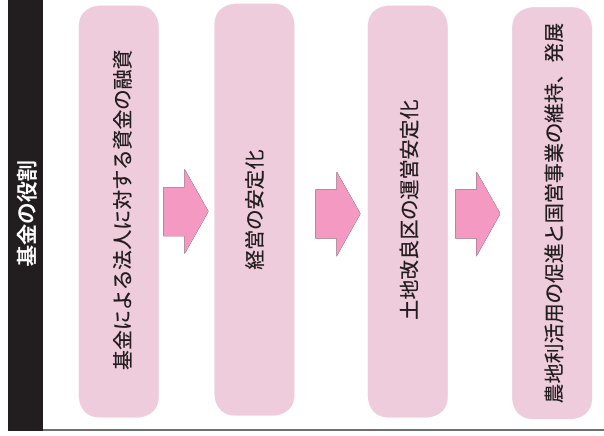


### (2) 藤沢型基金の必要性

国営農地へ新規参入する農業生産法人は、国営農地の取得費の他にも農業用機械・施設への設備投資、国営事業負担金 (土地改良区への賦課金) などの経費も必要となることから基金を創設して支援してきてきたものです。

※国営農地の取得

農地開発事業は持ち山参加 (自分の土地を造成し営農) が一般的ですが、藤沢町では、行政主導により土地を集約し、大規模ほ場を整備したうえで新規参入者の入植を進めてきました。このため新規参入者は、国営農地の取得が必要となつたものです。



平成 22 年 9 月 27 日

## 国営事業の推進に係る新市と藤沢農業振興公社の役割分担について

### 1 . 基本方針

これまで、藤沢町においては、行政主導のもとに国営事業を独自施策として推進してきたところである。

新市に合併後においては、新市と藤沢農業振興公社の役割分担の下にこれを推進する。

### 2 . 新市が担うべき役割

新市が担うべき役割は、次のとおり。(最大：平成 26 年度)

国営事業にかかる推進業務のうち、未利用地の解消に向けた新規参入法人の掘り起こし活動

藤沢農業振興公社が行う業務へ指導・助言

### 3 . 藤沢農業振興公社が担うべき役割

藤沢農業振興公社が担うべき役割は、次のとおり。

未利用地の保全・管理

営農推進

藤沢型基金の管理運用

## 合併協定項目の協定内容

### 1 合併の方式

東磐井郡藤沢町を廃し、その区域を一関市に編入する編入合併とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成 23 年 9 月 26 日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は「一関市（いちのせきし）」とする。

### 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、一関市竹山町 7 番 2 号とする。  
藤沢支所を藤沢町藤沢字町裏 187 番地に置く。

### 5 財産の取扱い

藤沢町が所有する財産及び債権債務は、すべて一関市に引き継ぐ。

### 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 2 項の規定を適用し、現在の一関市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、議会議員の定数を同項の規定により算出される 3 人を加えた 37 人の合併特例定数とする。

また、合併特例法第 8 条第 3 項の規定を適用し、現在の藤沢町の区域を選挙区とし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議員定数を 3 人とした増員選挙を合併後、50 日以内に実施する。

### 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

藤沢町農業委員会の選挙による委員（5 人）については、市町村の合併の特例に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、一関市農業委員会の委員の残任期間、引き続き一関市農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併後、最初に行われる一般選挙における選挙による委員の定数は、40 人とする。ただし、選挙区の区域及び選挙区ごとの定数は、新市において決定する。

### 8 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 藤沢町の一般職の職員は、一関市の一般職の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

(3) 職員の職名及び任用要件については、一関市の制度によるものとし、人事管理

及び職員の処遇の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

- (4) 職員の服務、給与等勤務条件については、一関市の制度によるものとし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から必要に応じて調整し統一を図る。

## 9 地方税の取扱い

地方税の取扱いについて、両市町で差異のない税目の税率及び納期は現行のとおりとし、差異のあるものについては、次のとおりとする。

- (1) 法人市民税の法人税割の税率は、地方税法の制限税率を適用し 14.7%とする。  
ただし、藤沢町については、激変緩和措置として合併年度から 3 カ年度は、不均一課税とする。(合併年度 12.3%、合併翌年度 13.1%、合併 3 年度 13.9%、合併 4 年度以降 14.7%)
- (2) 軽自動車税の納期は、5 月とする。

## 10 特別職の身分の取扱い

- (1) 藤沢町の常勤特別職、議会議員、農業委員会委員及び各種行政委員会委員については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、議会議員、農業委員会委員については、別に協議する。
- (2) 藤沢町のその他の非常勤特別職については、合併の日の前日をもって失職するが、現在設置されていて新市において引き続き任命すべきその他の非常勤特別職については、一関市の制度を基本に合併時まで調整する。ただし、消防団員については、別に協議する。
- (3) 特別職の報酬等の額については、一関市の例による。

## 11 組織及び機構の取扱い

新市の組織及び機構については、一関市の組織及び機構を基本に藤沢町に藤沢支所を設置することとし、合併時まで調整する。

## 12 町名・字名の取扱い

- (1) 一関市については、現行のとおりとする。
- (2) 藤沢町については、「一関市」の後に地域自治区名を付し、現行の字名を継承する。
- (3) 地域自治区名に付く「町」は「ちょう」と読む。
- (4) 市町村の合併の特例に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく地域自治区設置期間終了後も設置期間の地名を継承する。

## 13 慣行の取扱い

市章、市民憲章、市民歌、市の花、市の木、市の鳥については、一関市のものとする。

#### 14 姉妹都市・友好都市の取扱い

藤沢町の姉妹都市については、一関市に引き継ぐ。

#### 15 行政区の取扱い

藤沢町の行政区の区域については、現行のとおり一関市に引き継ぐ。

藤沢町の行政区名については、現在の行政区名の前に「藤沢」を冠し、「第」を削除する。

#### 16 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、一関市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

#### 17 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、住民負担の公平性及び受益者負担の原則に基づき次の方針により調整する。

- (1) 公の施設等の使用料については、原則として合併時に一関市の使用料に統一するが、同一又は類似施設で著しく差異のある使用料については、新市において調整する。
- (2) 各種証明等の手数料については、原則として合併時に一関市の手数料に統一する。

#### 18 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮しながら、公益性、公平性、健全財政運営の原則に基づき、その事業目的、効果等を総合的に勘案し、一関市の例を基本に調整する。

ただし、藤沢町が債務負担行為を設定している補助金、交付金等については、現行のとおりとする。

#### 19 消防・防災の取扱い

##### (1) 非常備消防（消防団）

藤沢町消防団は、合併時に一関市消防団に統合し、藤沢町の消防団員については、合併時に一関市の消防団員として引き継ぐ。

##### (2) 防災

地域防災計画（水防計画を含む）及び国民保護計画は、合併後、速やかに統合し、一関市の計画を修正する。

災害時における体制は、本庁に災害対策本部、支所に支部を設けて対応する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税の税率は、合併次年度から一関市の税率に統一する。ただし、医療費の動向や制度改正等に対応し、必要に応じて税率を見直す。

## 21 病院・診療所の取扱い

国民健康保険藤沢町民病院事業は、現行のとおりとし、適正な運営と健全な経営が継続されるよう、事業のあり方を新市において検討する。

診療所は、現行のとおりとする。

## 22 各種事務事業の取扱い

### (1) 広聴・広報事業

広報の発行、ホームページの運営管理等の広聴・広報事業は、一関市の制度に統一する。

懇談会等の広聴事業は、合併時までに調整する。

### (2) 行財政改革

行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる持続可能な行財政基盤の確立を図るため、合併後に行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、行財政改革を推進する。

### (3) 納税貯蓄組合補助

納税貯蓄組合に対する補助金等は、新市において調整する。

### (4) 各種検（健）診事業

各種検（健）診事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

### (5) 在宅心身障害児（者）一時介護事業

在宅心身障害児（者）一時介護事業は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

### (6) 重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当

在宅重度障害者家族介護慰労手当は、差異がないので、現行のとおりとする。

在宅寝たきり高齢者等介護手当は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

### (7) 高齢者福祉事業

老人クラブ助成は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

敬老事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

### (8) 医療費助成事業

医療費助成事業は、合併時に一関市の制度に統一する。

### (9) 保育所

藤沢町の保育所の運営（幼稚園との一体的保育）については、藤沢保育園と黄海保育園は合併次年度をめぐりに認定こども園への移行を含め調整する。新沼保育園は現行のとおりとする。

保育料（軽減措置含む）、一時預かり料、延長保育料は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

藤沢町で行っている保育施設通園援助費については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。

藤沢町で行っている登・降園時の小学校スクールバス利用は、当面、継続する。

(10) 福祉乗車券

福祉乗車券は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

(11) 農林業振興助成

農業制度資金は、合併時に一関市の制度に統一する。

農業振興助成事業（団体助成含む）、畜産振興事業、林業振興事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

(12) 農林連絡員

農林連絡員は、合併時から一関市の制度を適用する。

(13) 土地改良事業への助成

藤崎地区県営土地改良事業は、現行のとおりとする。

土地改良事業、ほ場整備への助成は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

小規模基盤整備事業は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

土地改良区への助成のうち運営費補助は、合併後、調整する。藤沢土地改良区への職員派遣は、平成23年度以降は2名以内（ダム管理有資格者）とし、改良区でダム管理が可能となった年度で終了する。

国営事業は現行のとおりとする。

県営金越沢ダム管理は現行のとおりとする。

(14) 商工業振興助成

商工会議所、商工会への助成は、現行のとおりとする。

中小企業事業資金融資は、合併時に一関市の制度に統一する。なお、合併前に藤沢町の制度により適用した利子補給等の助成は、現行のまま一関市に引き継ぐ。

企業誘致奨励制度は、合併時に一関市の制度に統一する。

(15) 雇用促進・勤労者対策

雇用対策、離職者対策、勤労者対策及び職業訓練は、合併時から一関市の制度を適用する。

(16) 観光振興助成

観光イベント等助成事業は、新市において事業内容を精査し、助成のあり方を検討する。

観光協会等への助成は、新市において活動内容等を精査し、助成のあり方を検討する。

(17) 上下水道事業

水道料金及び水道分岐負担金・加入金については、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。

水道事業手数料は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

農業集落排水事業使用料は、当面、現行のとおりとし、合併後に統一する。

農業集落排水事業受益者分担金は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

浄化槽設置整備補助事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

(18) 奨学金貸付事業

奨学金貸付事業については、合併次年度から一関市の制度に統一する。

なお、藤沢町において合併以前に貸付を行ったものについては、現行のとおり一関市に引き継ぐ。

(19) 公立幼稚園

藤沢町の幼稚園の運営（保育園との一体的保育）については、合併次年度をめぐりに認定こども園への移行を含め調整する。

保育料（給食費、預かり保育料は除く）、入園料の額及び減免については、合併次年度から一関市の制度に統一する。

藤沢町の幼稚園における預かり保育については、平日と長期休業について継続して実施する。

藤沢町で行っている通園費補助金については、合併年度を含めた3カ年度間の経過措置として実施する。

藤沢町の幼稚園における登・降園時の小学校スクールバス利用については、当面、継続する。

(20) 電算システム関係事業

電算システムは、均一的なサービスが提供できるよう速やかに統合する。

23 新市基本計画

別添のとおりとする。

24 地域自治区等の設置

市町村の合併の特例に関する法律第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤沢町の区域に「地域自治区」を設置する。

なお、法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項及びその他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書」による。

## 地域自治区の設置に関する協議書

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条及び第24条に規定する合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について、次のとおり定めるものとする。

### 記

#### （設置）

第1条 法第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤沢町の区域（以下「藤沢地域」という。）に地域自治区を設置する。

#### （名称）

第2条 地域自治区の名称は、藤沢町とする。

#### （設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間（以下「設置期間」という。）は、合併の日から1年を経過した後の最初の3月31日までとする。

#### （事務所の位置、名称及び所管区域）

第4条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 187 番地	一関市役所藤沢支所	藤沢地域

#### （地域自治区の区長）

第5条 地域自治区に、設置期間の間、特別職の区長を置く。

2 区長の任期は、選任の日から設置期間の末日までとする。

#### （地域協議会）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。

2 委員は、藤沢地域内に住所を有するもので、次に掲げるもののうちから、市長が選任する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者

3 委員の任期は、選任の日から設置期間の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員には報酬を支給しない。

#### （地域協議会の会長及び副会長）

第7条 地域協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

#### （地域協議会の権限）

第8条 地方自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 各種地域計画に関する事項
- (2) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- (3) その他藤沢地域に係る重要な事項

#### （地域協議会の会議）

第9条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。

#### （地域協議会の庶務）

第10条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理するものとする。

#### （委任）

第11条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一関市・藤沢町合併協議会 協議経過

年 月 日	内 容
平成 22 年 4 月 1 日 協議会設立会議	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併協議会の設置に関する協定</li> <li>・ 合併協議会規約に関する協議</li> <li>・ 合併協議会の各種規程</li> <li>・ 平成 22 年度事業計画</li> <li>・ 平成 22 年度歳入歳出予算</li> </ul>
平成 22 年 4 月 22 日 第 1 回協議会	<p>報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併協議会の設置</li> <li>・ 幹事会規程</li> <li>・ 専門部会規程</li> <li>・ 事務局規程</li> <li>・ 財務規程</li> <li>・ 合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程</li> <li>・ 平成 22 年度事業計画</li> <li>・ 平成 22 年度歳入歳出予算</li> </ul> <p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議運営規程</li> </ul> <p>説 明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤沢町の独自施策</li> <li>(1) 藤沢町民病院事業</li> <li>(2) 第三セクター</li> </ul>
平成 22 年 4 月 30 日 第 2 回協議会	<p>藤沢町現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県営事業関連施設（ダム、揚水機場、開発農地など）</li> <li>・ 藤沢農業振興公社</li> <li>・ 農業振興施設（麦大豆乾燥棟、小麦製粉施設）</li> <li>・ 藤沢町民病院 ほか</li> </ul>
平成 22 年 5 月 11 日 第 3 回協議会	<p>説 明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤沢町の独自施策</li> <li>(1) 国営農地開発事業</li> <li>(2) 藤沢型基金</li> <li>(3) ダム等基幹施設</li> <li>(4) 藤沢農業振興公社</li> <li>(5) 藤沢土地改良区</li> <li>(6) 県営かんがい排水・畑地帯総合整備事業</li> <li>(7) 藤沢町の債務</li> <li>(8) 財政シミュレーション</li> </ul>
平成 22 年 5 月 21 日 第 4 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 合併協定項目</li> <li>(2) 事務事業等の一元化調整方針</li> </ul>
平成 22 年 6 月 3 日 第 5 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 合併協定項目（継続協議）</li> <li>(2) 合併の方式（協定項目 1）</li> <li>(3) 新市の名称（協定項目 3）</li> <li>(4) 新市の事務所の位置（協定項目 4）</li> <li>(5) 財産の取扱い（協定項目 5）</li> <li>(6) 町名・字名の取扱い（協定項目 12）</li> <li>(7) 慣行の取扱い（協定項目 13）</li> </ul>

年 月 日	内 容
平成 22 年 6 月 29 日 第 6 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目 8)</li> <li>(2) 特別職の身分の取扱い(協定項目 10)</li> <li>(3) 姉妹都市・友好都市の取扱い(協定項目 14)</li> <li>(4) 行政区の取扱い(協定項目 15)</li> <li>(5) 条例、規則等の取扱い(協定項目 16)</li> <li>(6) 消防・防災の取扱い(協定項目 19)</li> <li>(7) 電算システム関係事業(協定項目 22-20)</li> </ul>
平成 22 年 7 月 13 日 第 7 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方税の取扱い(協定項目 9)</li> <li>(2) 使用料、手数料等の取扱い(協定項目 17)</li> <li>(3) 補助金、交付金等の取扱い(協定項目 18)</li> <li>(4) 国民健康保険事業の取扱い(協定項目 20)</li> <li>(5) 広聴・広報事業(協定項目 22-1)</li> <li>(6) 新市基本計画の作成方針</li> </ul> <p>一関市現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨寺村荘園遺跡</li> <li>・一関遊水地事業</li> <li>・一関東第二工業団地</li> <li>・一関東消防署庁舎整備事業</li> <li>・千厩支所</li> </ul>
平成 22 年 7 月 30 日 第 8 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い(協定項目 7)</li> <li>(2) 病院・診療所の取扱い(協定項目 21)</li> <li>(3) 組織及び機構の取扱い(協定項目 11)</li> <li>(4) 行財政改革(協定項目 22-2)</li> <li>(5) 納税貯蓄組合補助(協定項目 22-3)</li> <li>(6) 高齢者福祉事業(協定項目 22-7)</li> <li>(7) 上下水道事業(協定項目 22-17)</li> <li>(8) 奨学金貸付事業(協定項目 22-18)</li> </ul>
平成 22 年 8 月 9 日 第 9 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各種検(健)診事業(協定項目 22-4)</li> <li>(2) 在宅心身障害児(者)一時介護事業(協定項目 22-5)</li> <li>(3) 重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当(協定項目 22-6)</li> <li>(4) 医療費助成(協定項目 22-8)</li> <li>(5) 福祉乗車券(協定項目 22-10)</li> <li>(6) 商工業振興助成(協定項目 22-14)</li> <li>(7) 雇用促進・勤労者対策(協定項目 22-15)</li> <li>(8) 観光振興助成(協定項目 22-16)</li> <li>(9) 新市基本計画(第 1 章～第 3 章)(協定項目 23)</li> </ul>

年 月 日	内 容
平成 22 年 8 月 24 日 第 10 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林業振興助成（協定項目 22-11）</li> <li>(2) 農林連絡員（協定項目 22-12）</li> <li>(3) 土地改良事業への助成（協定項目 22-13）</li> </ul>
平成 22 年 9 月 17 日 第 11 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財産の取扱い（協定項目 5）（継続協議）</li> <li>(2) 合併の期日（協定項目 2）</li> <li>(3) 議会議員の定数及び任期の取扱い（協定項目 6）</li> <li>(4) 地域自治区等の設置（協定項目 24）</li> <li>(5) 町名・字名の取扱い（協定項目 12）（再提案）</li> <li>(6) 保育所（協定項目 22-9）</li> <li>(7) 公立幼稚園（協定項目 22-19）</li> <li>(8) 新市基本計画（第 1 章～第 8 章）（協定項目 23）（継続協議）</li> </ul>
平成 22 年 9 月 27 日 第 12 回協議会	<p>協 議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財産の取扱い（協定項目 5）（継続協議）</li> <li>(2) 合併の期日（協定項目 2）（継続協議）</li> </ul> <p>確 認</p> <p>協定項目の協定内容</p>

## 合併協定項目協議状況一覧

No	項 目	提案	確認	No	項 目	提案	確認
1	合併の方式	H22.5.21	H22.6.3	3	納税貯蓄組合補助	H22.7.13	H22.7.30
2	合併の期日	H22.8.24	H22.9.27	4	各種検(健)診事業	H22.7.30	H22.8.9
3	新市の名称	H22.5.21	H22.6.3	5	在宅心身障害児(者)一時介護事業	H22.7.30	H22.8.9
4	新市の事務所の位置	H22.5.21	H22.6.3	6	重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当	H22.7.30	H22.8.9
5	財産の取扱い	H22.5.21	H22.9.27	7	高齢者福祉事業	H22.7.13	H22.7.30
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H22.8.24	H22.9.17	8	医療費助成事業	H22.7.30	H22.8.9
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H22.7.13	H22.7.30	9	保育所	H22.8.24	H22.9.17
8	一般職の職員の身分の取扱い	H22.6.3	H22.6.29	10	福祉乗車券	H22.7.30	H22.8.9
9	地方税の取扱い	H22.6.29	H22.7.13	11	農林業振興助成	H22.8.9	H22.8.24
10	特別職の身分の取扱い	H22.6.3	H22.6.29	12	農林連絡員	H22.8.9	H22.8.24
11	組織及び機構の取扱い	H22.7.13	H22.7.30	13	土地改良事業への助成	H22.8.9	H22.8.24
12	町名・字名の取扱い	H22.5.21 H22.8.24	H22.9.17	14	商工業振興助成	H22.7.30	H22.8.9
13	慣行の取扱い	H22.5.21	H22.6.3	15	雇用促進・勤労者対策	H22.7.30	H22.8.9
14	姉妹都市・友好都市の取扱い	H22.6.3	H22.6.29	16	観光振興助成	H22.7.30	H22.8.9
15	行政区の取扱い	H22.6.3	H22.6.29	17	上下水道事業	H22.7.13	H22.7.30
16	条例、規則等の取扱い	H22.6.3	H22.6.29	18	奨学金貸付事業	H22.7.13	H22.7.30
17	使用料、手数料等の取扱い	H22.6.29	H22.7.13	19	公立幼稚園	H22.8.24	H22.9.17
18	補助金、交付金等の取扱い	H22.6.29	H22.7.13	20	電算システム関係事業	H22.6.3	H22.6.29
19	消防・防災の取扱い	H22.6.3	H22.6.29	23	新市基本計画	H22.7.30 H22.8.24	H22.9.17
20	国民健康保険事業の取扱い	H22.6.29	H22.7.13	24	地域自治区等の設置	H22.8.24	H22.9.17
21	病院・診療所の取扱い	H22.7.13	H22.7.30	43			
22	各種事務事業の取扱い			43			
	1 広聴・広報事業	H22.6.29	H22.7.13	43			
	2 行財政改革	H22.7.13	H22.7.30	43			